平成２２年（フ）第２２２号
北海道小樽市銭函５丁目58番地４
破産者　有限会社森本商事
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第７１号
北海道小樽市潮見台２丁目５番９号
破産者　株式会社堤プリント商事
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第２２５号
群馬県前橋市総社町総社1477番地
破産者　近藤工業有限会社
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２２６号
群馬県伊勢崎市宮子町3256番地３
破産者　近藤　英造
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第９５９号
東京都八王子市元八王子町２丁目1046番地26、破産手続開始決定時の住所東京都八王子市子安町２―13―16花コーポ22号ターパロク・バハドウール方
破産者　坂本のり子（旧姓秋山）
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９９３号
東京都町田市金井１丁目17番３号
破産者　池田　幸雄
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１４６８号
神奈川県藤沢市下土棚1158番地
破産者　株式会社Ｈ．Ｓインダストリー
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９号
福井市下莇生田町第３号126番地の２
破産者　株式会社白竹医療機器
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
岐阜県各務原市尾崎西町３丁目１番地尾崎団地Ａ６棟643
破産者　田村　みき
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８６号
静岡市葵区唐瀬１丁目12番37号
破産者　株式会社ラミー
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３１号
宮崎県西都市大字三宅4111番地８
破産者　図師　尚子
1　決定年月日　平成24年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第９６号
栃木県小山市西城南４丁目10番地24　城南田中ハイツⅢ101号室、従前の住所栃木県栃木市野中町470番地２　広栄ハイツ１―201
破産者　田村　益雄
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１８４０号
札幌市西区山の手２条11丁目４番８号　山の手文庫方
破産者　村田　克也
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７５号
青森県弘前市大字東城北３丁目１番地１
破産者　工藤　隆之
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１２２６号
埼玉県入間市東町１丁目９番７号　富士見荘101、破産手続開始決定時の住所埼玉県鴻巣市本町７丁目７番11号
破産者　松下　忠夫
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３６号
埼玉県戸田市笹目南町20番11号
破産者　貝塚　　博
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０６４号
埼玉県川口市南前川１丁目３番９号
破産者　岡田　満男
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４３号
埼玉県新座市新座２丁目８番18号
破産者　中瀬　勝美
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号
長野県飯田市水の手町3022番地１
破産者　池田　律子
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１８２号
愛知県豊橋市下地町４丁目16番地
破産者　星加　通宏
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１２１５号
大阪市生野区巽南２―９―27　ファースト巽南505、住民票上の住所大阪市住吉区山之内１丁目２番６号
破産者　まごころキッチンことエフキッチンこと　宮川　卓哉
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部